

〔実費費用・報酬額の目安〕

令和6年8月10日制定
令和6年9月20日一部改定
藤田司法書士事務所
司法書士 藤田 雄一

ここに示す実費費用と報酬額は、一般的な手続きを想定した実費費用・報酬額の目安です。
手続きの内容等を詳細にお聞きしませんと正確な実費費用・報酬額をご提示することができません。
正式なお見積りについては、当事務所までお問合せください。

1. 不動産登記（不動産の所在地や数、作成する書類の内容によって変わります）

(1) 遺産相続による不動産の名義変更登記〔相続を原因とする所有権移転登記〕

司法書士報酬	登記報酬	5万円～（税別） 不動産の数が5物件を超える場合には別途物件加算を頂戴します
	相続関係説明図 遺産分割協議書作成	2万円～（税別） 相続税申告対応の遺産分割協議書の場合には5万円～（税別）
	法定相続情報一覧図作成	2万円～（税別）
	戸籍等の取得費用 住民票の取得費用	相続人が配偶者と子供の場合 5千円～（税別） 相続人が兄弟姉妹の場合 2万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none">・ 法務局に納める登録免許税・ 登記事項証明書の発行手数料・ 戸籍、改製原戸籍、戸籍の附票、住民票の写し等の交付手数料・ 全資産証明書、固定資産評価証明書の交付手数料・ 郵券代、郵便小為替の費用（額面+200円）	

(2) 売買による不動産の名義変更登記〔売買を原因とする所有権移転登記〕

司法書士報酬	登記報酬	4万8千円～（税別） 不動産の数が5物件を超える場合には別途物件加算を頂戴します
	立ち合い報酬	2万円～（税別）
	本人確認情報作成 注	5万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none">・ 法務局に納める登録免許税・ 登記事項証明書の発行手数料・ 全資産証明書、固定資産評価証明書の交付手数料・ 住宅用家屋証明書の交付手数料（建物の場合）・ 郵券代、郵便小為替の費用（額面+200円）	

注）権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要となります

(3) 贈与による不動産の名義変更登記〔贈与を原因とする所有権移転登記〕

司法書士報酬	登記報酬	4万8千円～（税別） 不動産の数が5物件を超える場合には別途物件加算を頂戴します
	贈与契約書作成	2万円～（税別）
	本人確認情報作成 注	5万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 全資産証明書、固定資産評価証明書の交付手数料 ・ 郵券代、郵便小為替の費用（額面+200円） 	

注) 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要となります

(4) 所有権保存の登記

司法書士報酬	登記報酬	4万円～（税別） 不動産の数が5物件を超える場合には別途物件加算を頂戴します
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 住宅用家屋証明書の交付手数料 ・ 郵券代、郵便小為替の費用（額面+200円） 	

(5) 抵当権・根抵当権を設定する登記〔抵当権、根抵当権設定登記〕

司法書士報酬	登記報酬	4万5千円～（税別） 所有権保存と連件申請となる場合には4万円～（税別）
	本人確認情報作成 注	5万円～（税別）
	抵当権等設定契約書作成 金銭消費貸借契約書作成	2万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

注) 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要となります

(6) 抵当権の変更の登記〔抵当権変更の登記〕

司法書士報酬	登記報酬	4万円～（税別）
	本人確認情報作成 注	5万円～（税別）
	変更等契約書作成	2万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

注) 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要となります

(7) 根抵当権の極度額・債務者等の変更の登記〔根抵当権変更の登記〕注 1

司法書士報酬	登記報酬	4万円～（税別）
	本人確認情報作成 注 2	5万円～（税別）
	変更等契約書作成	2万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

注 1) 他、根抵当権の登記事項についての追加・変更等についても同様の金額となります

注 2) 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要となります

(8) 抵当権・根抵当権の抹消の登記〔抵当権・根抵当権の抹消登記〕

司法書士報酬	登記報酬	1万円～（税別）
	解除証書作成	2万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

(9) 休眠担保権の抹消の登記（明治・大正時代に設定された古い担保を抹消する登記）

司法書士報酬	債権額等を供託し抹消する場合	10万円～（税別）
	裁判手続により抹消する場合	15万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 供託する弁済金 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 等 	

(10) 用益権（地上権、地役権、賃借権、配偶者居住権の登記）

司法書士報酬	設定・移転の場合 注 1	4万円～（税別）
	変更・抹消の場合	2万円～（税別）
	本人確認情報作成 注 2	5万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

注 1) 地役権、配偶者居住権については移転登記はできません

注 2) 権利証（登記済証又は登記識別情報）を紛失されている場合に必要となります

(11) 不動産登記に関するその他手続きの費用等

司法書士報酬	住所、氏名の変更・更正の登記	1万円～（税別）
	登記事項証明書の取得	600円／1通（税別）
	事前調査 （登記情報・公函等の取得）	600円／1通（税別）
	登記手続きに関するご相談 注	5千円／時間（税別）
	登記識別情報の 有効性の確認、失効の申出	5千円／不動産1個あたり
実費費用	<ul style="list-style-type: none">・ 法務局に納める登録免許税・ 登記事項証明書の発行手数料・ 登記情報取得時の手数料・ 郵券代・ 交通費等	

注) 登記申請手続きを受任する場合には無料です

2. 商業登記〔法人登記も下記報酬額に準拠〕

(1) 株式会社・合同会社の設立の登記

司法書士報酬	定款認証報酬（株式会社のみ）	3万円～（税別）
	設立登記報酬	8万円～（税別） 設立する会社の資本金の額によって変動します
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 収入印紙代（電子定款オンライン認証の場合には不要） ・ 公証人手数料（株式会社のみ） ・ 登記事項証明書、印鑑証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

(2) 役員変更の登記

司法書士報酬	登記報酬	3万5千円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書、印鑑証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

議事録の整備が必要な場合には、別途費用が加算されます

(3) 会社の本店を移転する登記

司法書士報酬	法務局の管轄区域内での移転	3万5千円～（税別）
	法務局の管轄区域外への移転	5万5千円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書、印鑑証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

議事録の整備が必要な場合には、別途費用が加算されます

(4) 会社の目的や商号を変更する登記

司法書士報酬	登記報酬	3万5千円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

議事録の整備が必要な場合には、別途費用が加算されます

(5) 会社の解散・清算人の選任・清算終了の登記

司法書士報酬	登記報酬	12万円～（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局に納める登録免許税 ・ 官報公告費用 ・ 登記事項証明書の発行手数料 ・ 郵券代 	

議事録の整備が必要な場合には、別途費用が加算されます

(6) 商業登記 その他の手続き等

司法書士報酬	定款作成	3万円～（税別）
	定款の整備	3万円～（税別）
	各議事録の作成、整備	2万円～（税別）
	株主リストの整備等	2万円～（税別）
	実質的支配者リストの申出	2万円～（税別）
	印鑑カード交付申請	5千円～（税別）
	印鑑の改印届	5千円～（税別）
	官報公告手続きの代行	1万円～（税別）
	登記事項証明書の取得	600円／1通（税別）
	事前調査	600円／1通（税別）
	登記手続きに関するご相談 注	5千円／時間（税別）
実費費用	<ul style="list-style-type: none">・ 法務局に納める登録免許税・ 公証人手数料・ 官報公告費用・ 登記事項証明書、印鑑証明書の発行手数料・ 印紙代、郵券代等	

注) 登記申請手続きを受任する場合には無料です

3. 成年後見・遺言書作成

(1) 法定後見の申立代行

司法書士報酬	12万円～（税別）
実費費用	・ 家庭裁判所に納める印紙代、郵券代 ・ 戸籍謄本、住民票の写し取得費用 ・ 登記されていないことの証明の取得費用 他

(2) 任意後見契約

司法書士報酬	10万円～（税別）
実費費用	・ 印鑑証明書 ・ 郵券代 他

(3) 公正証書遺言作成サポート

司法書士報酬	作成サポート（文案作成）	7万円～（税別）
	証人（2名）	2万5千円（税別）
実費費用	・ 公証人手数料 ・ 戸籍謄本、住民票の写し、印鑑証明書の取得費用 他	

(4) 自筆証書遺言作成サポート

司法書士報酬	作成サポート（文案作成）	5万円～（税別）
	遺言書保管制度利用支援	3万円～（税別）
実費費用	・ 印紙代、郵券代 ・ 戸籍謄本、戸籍の附票、住民票の写し等の取得費用 他	

4. 裁判書類作成

(1) 相続放棄申述書作成

司法書士報酬	3か月以内の放棄 注	1名につき 3万5千円～ (税別)
	3か月を経過後の放棄	1名につき 5万5千円～ (税別)
	戸籍等の取得費用	相続人が配偶者と子供の場合 5千円～ (税別) 相続人が兄弟姉妹の場合 2万円～ (税別)
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印紙代、郵券代、郵便小為替の費用 (額面+200円) ・ 戸籍、改製原戸籍、戸籍の附票、住民票の写し等の交付手数料 	

注) 原則として相続の開始があったことを知った時から起算します

(2) 遺産分割調停申立書類、離婚調停申立書類作成

司法書士報酬	10万円～ (税別) 申立後、追加文章の作成は1文書1万5千円～ (税別)	
	戸籍等の取得費用 (遺産分割調停申立書類作成の場合)	相続人が配偶者と子供の場合 5千円～ (税別) 相続人が兄弟姉妹の場合 2万円～ (税別)
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印紙代、郵券代、郵便小為替の費用 (額面+200円) ・ 戸籍、改製原戸籍、戸籍の附票、住民票の写し等の交付手数料 	

(3) 相続財産清算人、不在者財産管理人、特別代理人申立書類作成

司法書士報酬	5万円～ (税別)	
	戸籍等の取得費用	相続人が配偶者と子供の場合 5千円～ (税別) 相続人が兄弟姉妹の場合 2万円～ (税別)
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予納金、印紙代、郵券代、郵便小為替の費用 (額面+200円) ・ 戸籍、改製原戸籍、戸籍の附票、住民票の写し等の交付手数料 	

(4) 遺言書検認申立書類作成

司法書士報酬	3万5千円～ (税別)	
	戸籍等の取得費用	相続人が配偶者と子供の場合 5千円～ (税別) 相続人が兄弟姉妹の場合 2万円～ (税別)
実費費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印紙代、郵券代、郵便小為替の費用 (額面+200円) ・ 戸籍、改製原戸籍、戸籍の附票、住民票の写し等の交付手数料 	

5. 遺産承継業務等

(1) 遺産承継業務

司法書士報酬	承継対象財産	(以下すべて税別)
	500万円以下の場合	10万円
	500万円超～1,000万円以下	35万円
	1,000万円超～5,000万円以下	25万円 + 1.5%
	5,000万円超～1億円以下	35万円 + 0.9%
	1億円超～3億円以下	50万円 + 0.7%
実費費用	・ 印紙代、郵券代 ・ 戸籍謄本の交付手数料、残高証明書の取得費用	

以上

改定履歴

改定日	改定内容等	特記事項
令和6年9月20日	一部LOの変更 不動産登記 / 所有権保存を追記	